第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第五編第二章の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　連結財務諸表

イ　前条第一号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間連結財務諸表

イ　前条第二号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて第一種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

三　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第二種中間連結財務諸表

イ　前条第三号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて第二種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（定義）

第二条　この規則（第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項第二号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　［略］

一の二　第一種中間連結財務諸表提出会社　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定により第一種中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人並びに同項ただし書の規定により第一種中間連結財務諸表を提出する同表の第三号の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。

一の三　第二種中間連結財務諸表提出会社　法の規定により第二種中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。

二　［略］

三　子会社　財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の子会社とされる者をいう。

四　［略］

五　連結会社　連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）及び連結子会社をいう。

六　［略］

七　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の関連会社とされる者をいう。

［八～十一　略］

十二　非支配株主持分　連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の持分に帰属しない部分をいう。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（定義）

第二条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

二　［同上］

三　子会社　財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。

四　［同上］

五　連結会社　連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。

六　［同上］

七　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。

［八～十一　同上］

十二　非支配株主持分　連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出会社の持分に帰属しない部分をいう。